

企業結合・事業分離等会計基準に関する適用指針の見直し

1 スケジュール

- (1) 11/16 開催の専門委員会で改正適用指針（公開草案）からの修正案を提示し、委員会での検討は次回（11/21 開催）を予定
- (2) 年内の公表を目標とする（12/1 又は 12/22 の委員会で公表議決予定）

2 現在、事務局で検討している主な見直し項目

No	分類	項目	公開草案 提案	公開草案後 提案
1	取得/共通支配下の取引	企業結合会計基準と連結原則の適用範囲の明確化 Ex. 第三者から株式譲渡により 100%取得した場合は連結原則が適用されるが、企業結合会計基準の定め（会計処理及び開示）に準じた方法によることができる。		
2	取得 （主として）	税効果会計関係 ・合併等が非適格組織再編に該当した場合に生じる資産調整勘定に係る税効果の取扱いの改正  ・株式交換が非適格組織再編に該当した場合の完全子会社における会計処理		(本日の説明事項)  (コメント対応)
3	取得  持分の結合	自己株式関係 ・自己株式の処分に係る取扱い（自己株式等会計基準/計算規則との整合性）の改正  ・対価に自己株式が含まれる場合の取扱い その他資本剰余金から控除する方法に統一  ・抱合せ株式の会計処理 その他資本剰余金から控除する方法へ		
4	全般	・CB の承継  株式交換 / 株式移転において、新株予約権付社債又は新株予約権が承継された場		

No	分類	項目	公開草案 提案	公開草案後 提案
		<p>合の会計処理の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子会社株式の評価の簡便法 決算日以外の日に株式交換又は株式移転が行われた場合の完全親会社を取得する完全子会社株式の取得原価（簿価評価の場合）の算定の簡便法</li> </ul>		
5	共通支配下の取引	<p>完全親子会社関係にある組織再編（合併又は会社分割）で対価が支払われない場合の結合企業の会計処理 のれんから株主資本へ</p>		（会社分割を追加 /コメント対応/ 計算規則改正）
6	共通支配下の取引	<p>少数株主との取引の明確化 最上位の親会社との取引に限定</p>		
7	共通支配下の取引	<p>合併関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子会社と孫会社の合併 親会社と子会社との合併と同様、抱合せ株式消滅差損益が発生</li> <li>子会社と子会社の合併（持合がある場合） 株主資本を引き継いだうえで抱合せ株式をその他資本剰余金から控除する方法か、抱合せ株式控除後の金額を払込資本の増加とする。</li> <li>親会社と子会社との合併（中間子会社が存在する場合） 簿価を基礎とした処理（計算規則と同様）</li> <li>「連結財務諸表上の帳簿価額」を使用する場合の明確化 垂直系の合併は、原則として、結合企業にとっての連結財務諸表上の簿価を使用する（連結 F/S を作成しているか否かを問</li> </ul>		

No	分類	項目	公開草案 提案	公開草案後 提案
		わない)。		
8	共通支配下の取引	会社分割関係 ・子会社の事業を親会社に移転する分割型会社分割(対価に自己株式が含まれる場合)  ・子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転した場合の個別・連結処理		
9	共通支配下の取引	株式交換/移転関係 ・完全子会社が保有する自己株式に親会社株式を割当てての処理		
10	共通支配下の取引	株主の会計処理関係 ・子会社から他の子会社に分割型会社分割が行われた場合の株主(親会社)の処理簿価振替となることを明確化		

用語の統一：新株発行費 株式交付費など

以上